

現代若者の『第9条』観
—学生による作文の分析—

山口 洋之
教職教室

(2009年9月28日受理)

Modern youngsters' views on Article 9 of the Japanese Constitution
—An Analysis of compositions written by students—

by

Hiroyuki YAMAGUCHI

Teaching Profession Course

(Manuscript received September 28, 2009)

現代若者の『第9条』観 —学生による作文の分析—

山口 洋之

教職教室

(2009年9月28日受理)

**Modern youngsters' views on Article 9 of the Japanese Constitution
—An Analysis of compositions written by students—**

by

Hiroyuki YAMAGUCHI

Teaching Profession Course

(Manuscript received September 28, 2009)

Abstract

Article 9 of the Japanese Constitution has been a matter of controversial opinion concerning defense and diplomacy of our country since the time it was established in 1947. The issue was highlighted when Shinzo Abe took power in September 2006 and a "Referendum bill" to revise the Constitution was enacted. This move is under water at present, but the issue is destined to be discussed at every national election.

This paper tries to see, according to the compositions by the students of O.I.T. written in the classes of "Human Development and Human Rights" from 2006 to 2008, how modern youngsters view Article 9 and the direction our country should take from now.

キーワード： 日本国憲法第9条, 憲法改正, 戦争放棄, 自衛軍

Keyword： Article 9 of the Japanese Constitution, Revision of the Constitution, Renouncement of war, Self-defense force

1. はじめに

2006年9月、安倍晋三内閣の誕生により、日本国憲法の改正論議が高まった。

「人間発達と人権」の授業においては、世界における「自然権」や「社会権」と呼ばれる考え方の成立やその伝播、欧米の国々における実現状況について概略的に学習した後、現代わが国の人権問題にテーマを移す。最初に日本国憲法の学習から入るが、その際、日本国憲法が制定された過程を、わが国が第二次世界大戦において無条件降伏し、連合軍に占領された時期の情勢の中に位置づけて学ぶことが大切であると考え。

憲法改正を巡っては国民投票法案は2007年5月に成立したが、その後憲法審査会の動きは政権交代の荒波の中で停滞している。しかしながら国政選挙の度に国防・外交問題として重要争点となっている今日にあっては、若者たちが日本国憲法成立を巡る客観的な事実を把握し、条文成立の経緯を理解し、更に今日の世界情勢を考慮して、改正の必要有りや無しや、判断の心構えをなすことが大切であると考え。

2. 『日本国憲法第9条』の学習

2.1 講義と作文作業

日本国憲法の制定当時、論議の焦点となったのは「第一章・天皇」と「第二章・戦争の放棄」であったが、今日改正の是非をめぐって焦点となっているのは第二章であるように思う。従って授業では、第二章の条文成立に至る様々な事実を、できる限り多面的・複眼的に扱うよう留意した。

2006年度より2008年度まで、講義の後に『第9条』について著名な政治家や作家の意見を紹介し、それを一助として各自の意見・判断をまとめさせ作文させた。

提出された作文は、誤字・脱字、表現の誤り等を訂正し、多くの場合何らかのコメントを記入して返却したが、その際は筆者の私見に基づいて行った。

元来、戦争放棄のアイデアを誰がどのような意図

の下に発案したのか、また『第9条』の条文はどのような事情で現在の形に落ち着いたのか、更にハイペースで変化する世界情勢の中で日本はいかなる進路を取るべきか、それらのことを正確に把握して改正論議を行うことは、学生たちにとってのみならず私たちにとっても困難を伴う作業であるが、学生の大半が有権者であり、国政選挙の度に各自が判断を求められるのであるから、思考を放棄させてはならないと考える。

また、新聞社等による世論調査と比較して、学生の意見がいかなるものか興味もたれる。

2.2 作文作業に先立つ講義の概要

	講義内容・補助教材
日中戦争・太平洋戦争	<ul style="list-style-type: none"> (レジュメを配付) ・日中戦争の概要 (パワーポイントにより東アジア・太平洋全域の地図を提示) ・太平洋戦争の概要 (DVDビデオ【※1】により真珠湾攻撃の記録フィルム観賞) (DVDビデオ【※2】により米軍の沖縄上陸戦記録フィルム観賞) ・ポツダム宣言受諾と無条件降伏 (以上90分)
占領下の帝国憲法改正	<ul style="list-style-type: none"> (レジュメを配付) ・連合軍による日本占領 ・マッカーサー最高司令官、日本政府へ憲法改正を命令 ・GHQ民政局で憲法改正草案を起草 『第9条』案を起草したケーディス等の回顧談 ・第90回帝国議会での審議・修正・決議 『第9条』の「芦田修正」 (NHK制作『日本国憲法誕生』【※3】のVTR観賞) (以上90分)
憲法改正の論議	<ul style="list-style-type: none"> 改憲派の考え 中曽根康裕元首相 (06年度) 三浦朱門元文部大臣 (07・08年度) 護憲派の考え 大江健三郎 (作家) (06年度) 辻井喬 (作家) (07・08年度) (NHK制作『戦後60年・憲法9条を語る』【※4】のVTR観賞) (06年度) (NHK制作『施行60年・いま憲法を問う』【※5】のVTR観賞) (07・08年度) (以上30分)

- ※1 『第二次世界大戦全史』
DVD VIDEO キープ (株)
- ※2 『カラーで記録した第Ⅱ次世界大戦』
TWIカールトン制作2005年NHK放映
- ※3 『日本国憲法誕生』2007年NHK放映
- ※4 『戦後60年・憲法9条を語る』2005年NHK放映
- ※5 『施行60年・いま憲法を問う』2007年NHK放映

2.3 『第9条』に関わる重要ポイント

『第9条』の学習に当たって、重要なポイントとして以下の項目内容を説明した。

(1) 「マッカーサー・ノート」

1946年2月3日頃、マッカーサー最高司令官が民政局長ホイトニーに対して、日本国憲法改正草案の起草に当たって守るべき事項として、三つの基本原則を口述した。ホイトニーが記述した後紛失したが、復元されてラウエル所蔵文書に収録されている¹⁾。内容は、以下の通り。

- I. 天皇は国の元首 (head) とし、その継承は世襲とする、等。
- II. 国政の発動たる戦争は廃止する。日本は紛争解決の手段としての戦争及び自国の安全を保持するための手段としてさえ、戦争を放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理念に委ねる。いかなる日本の陸海空軍も決して認められず、いかなる交戦者の権利も日本に対して決して与えられない。
- III. 皇族を除き貴族の爵位は当代限りで廃止する、等。

(2) 戦争放棄の発案者

発案者として以下の2人が挙げられるが、研究者間で一致した結論は得られていない。

① マッカーサー発案説

児島襄は、1月24日のマッカーサー・幣原会談では「戦争放棄条項の提案があったとすれば、

それはマッカーサーからであり、幣原首相としては、あまりの意外事に当惑したままに終わったか、あるいは自分の平和思想にこたえた儀礼的発言と理解したのかもしれない。」と記している²⁾。

吉田茂は、私の感じでは「マッカーサー元帥の考えによって加えたものと思います。もちろん幣原総理も同様の信念をもっておられ、総理と元帥との会談の際そのような話が出て両者が大いに意気投合したということはあったかと思いますが、日本国憲法にこの種の規定を設けるまでのところを幣原首相が申し出たものとは考えられません。」と記している³⁾。

袖井林二郎は『マッカーサーの二千日』で「マッカーサー起源説に軍配が上がる。」と記している⁴⁾。

② 幣原喜重郎首相説

『マッカーサー回想記』によると、マッカーサーは1946年1月24日幣原と会談したが、その際幣原が「新憲法を書き上げる際にいわゆる<戦争放棄>条項を含め、その条項では同時に日本は軍事機構は一切持たないことを決めたい、と提案した。そうすれば旧軍部がいつの日か再び権力を握るような手段を未然に打ち消すことになり、また日本は戦争を起こす意志は絶対がないことを世界的に納得させるという、二重の目的が達せられる…」と申し出たと記している⁵⁾。

また、朝日新聞2005年8月14日付けによると、後にA級戦犯となった白鳥敏夫(元駐イタリア大使)が吉田外相を通じて幣原首相に送った書簡(1945年12月10日付け)が発見された。その和訳内容は「天皇に関する条章と不戦条項とを密接不可離に結びつけ」、憲法のこの部分を将来も修正不可能にすることによってのみ、国民に恒久平和を保証することができる、となっているという。幣原・マッカーサー会談の40日ほど前のことであり、幣原発案説を示唆する書簡

である。

また、NHK放映の『日本国憲法誕生』では、枢密院顧問・大平駒槌氏が娘（羽室ミチ子）に語った回想談を引用して幣原説を取っている。

(3) 条文起草者の回顧談

『第9条』案を起草したGHQ民政局のケーディスは、マッカーサー・ノートに記されていた「自国の安全を保持するためにさえ…戦力を放棄する」の文言について、「すべての国は自己保存のため固有の自衛の権利をもっている。だから私がその部分をあえて削除した。」と話している⁶⁾。

(4) 芦田均修正

NHK作成の『日本国憲法誕生』によれば、芦田均委員長らの提案に基づいて『第9条』の文言に幾つかの修正がなされたが、第2項冒頭に「前項の目的を達するため」が挿入されたため、自衛軍の保持が可能であるとの解釈を生じた⁷⁾。

芦田は後に、この条文の解釈を基に“自衛権は認められる。”と主張した。

(5) 極東委員会の見解

NHK制作『日本国憲法誕生』の解説によれば、ワシントンに置かれた極東委員会では、中国・オーストラリア・イギリス等の代表が、『第9条』の修正により軍隊保有の可能性があると議論となった。ソ連の求めで、すべての大臣は文民(civilian)でなければならないとの要求が出され、第66条第2項にそのことが記された。

(6) 『第9条』について代表的な識者の意見

授業において講義の後、2006年度には、NHK制作『戦後60年・憲法第9条を語る』（2005年放映VTR）より改正派の中曽根康弘氏、維持派の大江健三郎氏の意見を聴かせた。

また、2007・2008年度には、NHK制作『施行60年・今憲法を問う』（2007年放映VTR）より改

正派の三浦朱門氏、維持派の辻井喬氏の意見を聴かせた。

改正派、維持派それぞれの意見を要約する。

○改正派の意見（大意）

中曽根康弘氏

現憲法は抽象的な文化論・民主主義論を文章化したようなもので、日本の文化・伝統に根ざしていない。『第9条』は日本が再び立ち上がれないように手を打ったもので、正常な国家の姿を回復するためには自衛ができるように改める必要がある。

三浦朱門氏

世界中のどの国もやっているように憲法は現実に合わせて変えて行くべきである。現憲法は日本語的発想で書かれたものではなく、最初から違和感を覚えた。制定後60年も経って、『第9条』は現実合っていない。日本の伝統やあるべき未来の姿を考えて変えるべきである。

○維持派の意見（大意）

大江健三郎氏

今こそ『第9条』の精神を生かして進むべきである。50年後の世界を考えても、『第9条』は普遍的な思想を含んでいて世界の憲法となり得る本質を持っている。終戦時、この憲法の下で人権が大切にされると聞いて感動した。日本人は不戦の決意をもって新しい国を作って行こうと心の奥深く考えた。その時の感情を倫理観の根本に置くべきである。軍隊、徴兵があり、戦場へ赴いて多くの人が死んだ。そんな祖父母の世界をやり直そうとしている時代がここにある。

辻井喬氏

時代にそぐわないから憲法を変えるって、どこがそぐわないのか？色々なものが変わるが、唯一変えてはいけないものが『第9条』である。私は戦争の怖さを知っている最後の世代であり、生命と引き換えてもそのような改訂を遅らせない。争いを解決するのに、戦力を持たなくても外交的手段が幾つもある。

3. 学生の『第9条』についての意見

3.1 数的変化

講義を終えた後、学生に「『憲法第9条』の改正について」というテーマで、約30分を与えて作文を課した。

作文の内容により、『第9条』の改正に賛同する者（以後、改正派学生とする）、現状維持に賛同する者（以後、維持派学生とする）、また判断保留者の数は、2006年度～2008年度まで、以下の通りである。

2006年度

	人 数	パーセンテージ
改正派学生	64人	39.7%
維持派学生	79人	49.1%
判断保留者	18人	11.2%
合 計	161人	100.0%

2007年度

	人 数	パーセンテージ
改正派学生	77人	45.6%
維持派学生	88人	52.1%
判断保留者	4人	2.3%
合 計	169人	100.0%

2008年度

	人 数	パーセンテージ
改正派学生	70人	46.1%
維持派学生	70人	46.1%
判断保留者	12人	7.8%
合 計	152人	100.0%

3.2 作文に見られる学生の考え

作文に見られる学生の考えは、『第9条』に関わる様々な事柄について熟慮の跡が伺われるものが少数あるが（約5%）、一面的な思考に基づくものや配慮不足の内容も多い。後に「学生の意見」として提示し、「学生意見の分析」として述べる。

しかし、このような難問について学生が考えを巡らすこと自体に意義があると筆者は考える。自らの意見を表明して他人と議論したり、世界中で生じる様々な事態に接することにより、或る場合には考えが補強され、また或る場合には自らの浅見に思い至るのではあるまいか。

下に学生たちの意見を改正派、維持派、判断保留者の別に、また2006年度、2007年度、2008年度別に掲げるが、それらは様々な意見表明がなされている中で、比較的論理的にまた明確に意見表明がなされているものである。学生の意見は、その主旨を記述するよう努めた。同一主旨の意見が複数存在する場合が多々あるが、数量的な扱いはできていない。

(1) 『第9条』について改正派学生の意見

<2006年度>

- a. 『第9条』はすばらしい条文だと思うが、日米安保条約は戦力放棄の弱点を補い得るだろうか？北朝鮮の最近の動きを見ると、日本国民が突然の攻撃にさらされる事態を避けるためには、『第9条』を改正し、“自分の国は自分たちで守る”という精神を養うべきである。
- b. 自衛隊の存在を認める形に改正して、その活動は人命救助活動に限定し、海外派遣は国連の一員として平和維持及び救命活動に限るという内容にすべきである。「自衛軍」と改称することには反対。

北朝鮮の核問題は、日米同盟があるから大丈夫である。

- c. できれば武力など保有したくないが、北朝鮮などの最近の動きを見ると、自衛のための戦力は持つ必要がある。自衛のための戦力が海外に派

遣されて死者が出るのはおかしいから、戦力の規模、活動範囲などは明確に規定する必要がある。

- d. 第1項の「武力による威嚇又は武力の行使は…放棄する。」の条項は残し、「自衛軍」の保持を明記して、自衛に中心を置くべきである。

万一戦争が起こったら、アメリカ軍に守ってもらい、日本は後方支援のみを行うようにすべきである。

- e. 北朝鮮の動きを見ると、日本が核を保有することに賛成である。しかし、それを使用することには反対。
- f. 北朝鮮が核実験やミサイル発射の実験をしているので、せめて自国を守るに足る戦力が必要であり、そのために改正が必要である。

<2007年度>

- a. 現憲法が成立してから60年が経ち、世界も大きく変わったのだから、変化に合わせて改正する必要があるだろう。しかし、日本が平和主義を外交政策の根本に据えていれば、日本を攻撃する国は無いだろうから、軍事力の増強は必要ない。
- b. 『第9条』を改正して「自衛軍」を保有すべきである。戦争をしないことと戦力を持たないこととは違う。むしろ戦争をしたくなかったら、しっかり戦力を持つべきだ。
- c. 時代が変われば憲法も変えるべきであろう。戦力を保持したからといって、戦争に巻き込まれるとは限らない。また、戦力を保持しなくても、戦争に巻き込まれることもあるだろう。現代の軍事技術を考えると、アメリカ軍が日本のために動き出す前に日本がやられてしまうことも考えられる。
- d. 『第9条』の本質的な部分を変える必要はないが、あいまいさをなくす必要がある。改正派が戦争をしたい訳ではないので、攻撃を受けたら防衛できるように改めるべきである。

- e. 北朝鮮が日本上空に向けてミサイルを発射したことを考えると、日本も核兵器を持つべきだと思う。国をまもるために、是認されると思う。
- f. 自衛のための戦力を保持し、国際貢献のため自衛隊を海外に派遣すべきだと思う。

<2008年度>

- a. 自衛隊の存在が違憲にならないよう改正すべきである。世界の平和を実現するには、全ての国が武器を捨てる必要があるが、実際にそんなことは起こり得ない。全く武器を持たないのは危険だから、最低の自衛軍は必要である。したがって核保有には反対する。
- b. 日本国憲法が帝国議会で議決された際に、国民の民意を汲み取っていたかどうか疑問が残る。仮に汲み取っていたとしても60年以上も前の事である。現在のように憲法の解釈が分かれているようでは国際的信用を失うので、改正すべきである。
- c. 自ら戦争を引き起こすためではなく、日本を攻撃しようとする国に躊躇させるような戦力は必要である。従って「自衛軍」を保持するよう改正すべきだが、専守防衛に徹すべきである。
- d. アメリカ軍が必ず日本を守ってくれるとは限らないから、自衛のための武力を保持すべきである。武力を保持したからといって、その国が戦争を起こすわけではない。平和主義は良いことだが、武力を持たなければ外交において軽んじられるのでは、と不安である。
- e. 中国や北朝鮮が保有する武力のことを考えると、日本も「自衛軍」を保持すべきである。但し、それを侵略のために使用してはならない。
- GHQも日本の自衛権について、もう少し先見の明を持って欲しかった。

(2)『第9条』について維持派学生の意見

<2006年度>

- a. 戦後日本の平和は『第9条』によって守られた。『第9条』を改正して戦力を積極的に保持するようになれば、必ずそれを使いたくなるだろう。
- b. 再び戦争を起こしてはいけないから、日本の平和主義を貫くべきである。自衛隊の平和維持活動には賛成である。
- c. 日本人は戦争を再び起こさないという意思を持っているのだから、自衛隊を「自衛軍」と呼んでもいいし、『第9条』を変える必要はない。

<2007年度>

- a. 戦争を体験した人達が、その悲惨さを語ってくれた。改憲して軍事力を正式に保持するようになれば、これからの世代はゲーム感覚で戦争を起こし、人類全体が地球上から消え去るかも知れない。
- b. 時代が変わっても、平和主義の理想を手放すべきではない。アジアの国々は日本が軍隊を持てば、戦時中の嫌なイメージを思い浮かべると思うから、その点配慮すべきである。
- c. 外国人が日本国憲法の草案を作成したとは言え、日本人がそれを議会で審議し修正を加えたのであるから、このまま維持すべきである。憲法は軽卒に変えるものではない。第9条は永遠に守るべきである。

<2008年度>

- a. 『第9条』は日本の軍事力の拡大に歯止めをかけている。もし改正して自衛軍が保持できるようになれば、軍関係の権力が大きくなり、他国を侵略できる武力を保持し、核兵器の保持すら可能になり、好ましくない。
- b. 『第9条』は世界に誇れる憲法であり、日本人の深い反省の上に維持されてきた。改正をして堂々と武力を保有すれば、過去の過ちを繰り返すことだろう。現在の自衛隊については、課題

の一つだと思う。

- c. 日本国憲法は6カ月もの時間をかけて審議・修正し、よく考えられていると思う。『第9条』はあいまいなところがあるが、活動を制限された自衛隊の存在は日本の現実に合っているのではないか。
アメリカ人が日本人の封建的な思想を改めるように憲法草案を作成したのであるから、このまま維持する方がよい。
- d. 芦田修正により自衛軍を保持することが可能になっているし、最高裁も違憲の判断を下していないので、『第9条』を改正する必要はない。
- e. 20世紀前半に日本は度々戦争をして多くの血を流してきた。20世紀後半から平和になったのは、『第9条』があるからである。『第9条』を改正して戦力を保持すれば、再び戦争を始める可能性が極めて高くなる。
- f. 戦争はすべきでない。他国が武力を保持していることを理由に日本も武力を保持すべきではなく、他国が武力を放棄するよう働きかけるべきである。目には目を、武力には武力を、の悪循環を断つべきである。

(3)『第9条』について判断を保留する学生の意見

<2006年度>

現憲法を守るべきだという親や周囲の人たちの意見に影響されてそのように考えてきたが、最近の東アジアの情勢を見ると、日本はこれで大丈夫なのかと不安になる。しかし、現在の理解程度では「中立」としておきたい。

<2007年度>

日本が平和主義を根底に置いていれば無意味に攻撃してくる国もないだろう。仮にあったとしても、世界から制裁を受けるだろうから日本が軍事力を増強する必要はない。改憲なんて軽々しく口にするものではないと思うが、いまのところどちらとも言えない。

4. 学生意見の分析

4.1 全体の傾向

2007年4月に毎日新聞社が実施した憲法に関する世論調査によれば、『第9条』改正について「何らかの改正が必要だ」とする者59%、「一切改めるべきでない」とする者28%（「分からない」の選択肢は外してある）であった⁸⁾。この数字と比べると本学学生の改正派は相当に少ない。『第9条』が改正されて自衛軍などが創設されると、その影響が直接わが身に及ぶのでは、という懸念を抱くのも無理からぬことであろう。

改正派は、2006年度は39.7%と維持派より9ポイントほど低かったが、2007年度は45.6%と差を6ポイント強に詰めた。2008年度は改正派、維持派ともに46.1%で拮抗している。改正派の多くが触れているように、東アジア情勢の変化による緊張の高まりが改正派増加の原因となっている、と言えよう。

6カ国協議が停滞する中で、2009年5月に北朝鮮が核実験を実施すると同時に短距離ミサイルを発射し、7月にも弾道ミサイル数発を日本海に向けて発射したことにより、2009年度の調査では改正派が更に増加することが予想される。

詳細な分析については改正派、維持派に分けて行う。

4.2 改正派意見の分析

1. 1998年8月31日に北朝鮮が日本列島上空へ向け中距離弾道ミサイルを発射し、日本国民を大いに驚かした。更に2006年7月5日、弾道ミサイル数発を発射したことは、日本国民に驚きを超えて高度の緊張感を生じさせたが、このような事実が『第9条』をめぐる考え方に強い影響を与えていることが推測される。（改正派2006年度 a. c. f. 2007年度 e. 2008年度 c. を参照）
2. 「自衛軍」を保持することに賛同するが、『第9条』第1項の平和主義は堅持し、「自衛軍」の

活動は厳密に自衛に限定すべき、とする者が圧倒的に多い。「自衛軍」の海外派遣に触れる者も少数あるが、その場合も平和維持活動に限るべきとする。

日本が場合によっては先制攻撃を行うことを容認する者は皆無であり、そのような事態の発生は想起すらされていない、ということであろう。（改正派2006年度 b. c. d. 2007年度 b. d. 2008年度 a. c. を参照）

3. ごく少数ながら日本の核保有に賛成の者もいるが、「その使用には反対する」など、すべて防衛に力点が置かれている。（改正派2006年度 e. 2007年度 e. を参照）

ミサイルを保有しながらそれを使用しないと宣言することの陳腐さは言わずもがな、保有するミサイルで「決して先制攻撃を行わない」旨宣言する等のことを唱える専守防衛主義が、現在のハイテク軍事技術の時代にどこまで有効なのか、議論の余地があるところである。

4. 日本の防衛についてアメリカ合衆国に依存することに不安を抱く者も少数存在するが（改正派2007年度 c. 2008年度 d. を参照）、多くの者がもし戦争が起こったらアメリカ軍が守ってくれるから、「自衛軍」は補助的な役割を果たすべき、との考えである。学生たちにとって、日米安保条約は思考の前提となっていると言えよう。（改正派2006年度 b. d. を参照）

4.3 維持派意見の分析

1. 戦後60年以上の間、日本が地球上の戦争に直接巻き込まれなかったことを『第9条』のお陰とし、肯定的に評価する者が圧倒的に多い。防衛費を抑え、経済の再建に力を入れてきたこれまでの我が国の姿を評価した意見である。（維持派2006年度 a. 2008年度 e. を参照）
2. 『第9条』案の芦田修正によって自衛のための戦力は保持できる、従って自衛隊は合憲であり、今更改正する必要はない、とする者が見ら

れる。法的にあいまいさの残る自衛隊の地位と制限付きの活動を良しとする意見である。(維持派2007年度c. 2008年度c. を参照)

この考え方は『第9条』の解釈をめぐる議論が二分し、政権交代が起きれば国内及び外交の政策が大揺れする可能性がある現状に対し、深慮が欠けていると言うべきであろう。しかしながら維持派国民の大半は、案外上記のような考えを抱いてきたのではあるまいか。

3. 現憲法下で日本の平和が保たれて来たり、自らが兵士となって戦場へ行くのはいやだから、現状維持に賛同する者も少数ある。沖縄等に存在するアメリカ軍の基地をめぐる問題は彼らの視野に入っていない。(適切な作文例を挙げていない。)
4. 世界中のすべての国々が戦争を放棄すれば平和は築ける、と安易な理想を掲げる者も少数ながら存在する。(維持派2008年度f. を参照)

大江・辻井氏の説く“不戦の決意”をどこまでも追求すべしとの考え方と、上記の安易な理想主義との相違は、どこにあるのだろうか？

おそらく、前者はマハトマ・ガンジーの“非暴力主義”運動に見られたように、追求の過程で場合によっては国民が大きな犠牲を—身体的安全や国土の領有に関して—払うことを覚悟せねばならないのであろう。“不戦の決意”とは、それほど自己犠牲の覚悟を伴うものだと筆者は考える。後者は、極端な性善説に基づく浅見と言えらるであろう。

4.4 判断を保留する意見の分析

2006年度、2007年度、2008年度にそれぞれ18人、4人、12人が、現時点ではどちらとも判断できないとしている。(判断保留 2006年度、2007年度を参照)

『第9条』を改正するか維持するか、二者択一の問題であり、一有権者として判断を放棄すべきではないと思うが、どんな場合にも棄権者が存在するのは避けられないことであろう。

5. 今後の課題

『第9条』の問題は、まずは条文の表記に関わるものであるが、もちろん背後にあるのは東アジアを始めとする世界情勢の中で日本がどのように関わって行くべきか、という包括的な問題である。従って、学生たちが今後さらに国内・国外の情勢に関心を抱き、それぞれの生活の場を基点として視野を広げ、判断力を養うよう働きかけていくことが大切であろう。

また、1946年当時、“マッカーサー草案”をめぐる幣原内閣の閣僚たちが最も苦悩したのは、「第一章・天皇」と「第二章・戦争放棄」についてであったことに思いを馳せると、「第一章」についても若者の関心を喚起し、意見を聞きたいものである。

参考文献

- 1) 江藤淳他『占領史録』講談社学術文庫 pp. 175~177 (1995)
- 2) 児島襄『史録 日本国憲法』文芸春秋 p. 225 (1972)
- 3) 吉田茂『回想十年』中央公論社 p. 207 (1998)
- 4) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』中央公論社 p. 175 (1974)
- 5) ダグラス・マッカーサー『マッカーサー回想記』津島一夫訳 朝日新聞社 p. 164 (1964)
- 6) 江藤淳他『占領史録』(上掲) pp. 31~32
- 7) 江藤淳他『占領史録』(上掲) p. 363
- 8) 『毎日新聞』が2007年4月28、29日に実施した全国世論調査。
(インターネット「毎日新聞世論調査」より)
- 9) マーク・ゲイン『ニッポン日記』筑摩書房(1963)
- 10) 児島襄『太平洋戦争』岩波新書(1965)
- 11) A. J. P. Taylor『English History 1914~1945』Pelican Books (1970)
- 12) John Gunther『The Riddle of MacArthur』Greenwood Press (1974)
- 13) 大森実『戦後秘史』講談社(1975)
- 14) 竹前栄治・天川晃『日本占領秘史』朝日新聞社

(1977)

- 15) A. J. P. テイラー 『目で見える戦史 第二次世界
大戦』 古藤晃訳 (株)新評論 (1981)
- 16) 半藤一利解説 『小倉庫次侍従日記』 『文芸春秋』
2007年4月号